平成２３年（フ）第４６号
愛媛県今治市米屋町４丁目２番地31、前住所今治市南大門町４丁目４番地17、前々住所今治市恵美須町１丁目２－１吹揚寮203号
債務者　田中　由紀
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４７号
愛媛県今治市喜田村８丁目１番25号、旧住所愛媛県今治市拝志14番１号
債務者　渡部　哲行
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４８号
愛媛県今治市喜田村８丁目１番25号、旧住所愛媛県今治市拝志14番１号
債務者　渡部美佐子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３５６号
大分県別府市秋葉町５番28号　坂辺コーポ206号
債務者　佐藤真由美（旧姓俵）
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７９号
盛岡市加賀野４丁目16番31号　川善コーポ６号、旧住所盛岡市山岸１丁目１番12号
債務者　太田　信子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３８０号
盛岡市加賀野４丁目16番31号　川善コーポ６号、旧住所盛岡市山岸１丁目１番12号
債務者　太田美智子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８０号
宮城県白石市郡山字五昇路２番地１
債務者　村上　俊弘
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第８１号
宮城県白石市郡山字五昇路２番地１
債務者　村上真由美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２３４号
長野県松本市大字笹賀7445番地１　市営住宅139号
債務者　上條　潔水
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４１号
山口県下関市山の田本町18番10号　久寿ビル402号
債務者　川尻　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
高知市高須３丁目２番43―９号　キタムラマンション302号
債務者　喜多　政代
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７４号
高知市高須東町22番15号
債務者　永野美和子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７８号
高知県香南市香我美町上分1018番地１　的場団地７
債務者　印藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７９号
高知県香南市香我美町上分1018番地１　的場団地７
債務者　印藤　美和
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３０号
大分市東春日町７番13号　外苑レジデンス602
債務者　松尾　好美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５１号
大分県由布市挾間町古野1132番地５
債務者　井上　純一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５２号
大分県別府市光町13番24号　丸菱マンション505号
債務者　佐藤　昭二
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係